

確定拠出年金  
連絡会議

第 9 回  
平成16年3月26日

資料 7-2

# 企業型確定拠出年金 実態アンケート企業調査結果

平成16年3月26日

(社)生活福祉研究機構

# 回答企業の属性(1)

全151社のうち、企業規模別(従業員数と加入者数)と業種別の企業数は下表の通りである。なお、割合については「不明」を含めて100%になる。

企業規模	従業員数別 社数と割合	加入者数別 社数と割合	業種	社数	割合
10人未満	4 (3%)	4 (3%)	建設業	12	8%
10人以上99人以下	45 (30%)	55 (36%)	製造業	40	27%
100人以上299人以下	28 (19%)	23 (15%)	電気・ガス業	1	1%
300人以上499人以下	13 (9%)	12 (8%)	運輸・通信業	3	2%
500人以上999人以下	13 (9%)	18 (12%)	卸売・小売業	28	19%
1000人以上4999人以下	26 (17%)	14 (9%)	金融・保険業	9	6%
5000人以上9999人以下	7 (5%)	5 (3%)	不動産業	5	3%
10000人以上	10 (7%)	8 (5%)	サービス業	36	24%
合計	151 (不明5)	151 (不明12)	その他	16	11%
			合計	151 (不明1)	100% (含む不明)

# 回答企業の属性(2)

全151社のうち、出資金額と創立年度別の企業数は下表の通りである。なお、割合については「不明」を含めて100%になる。

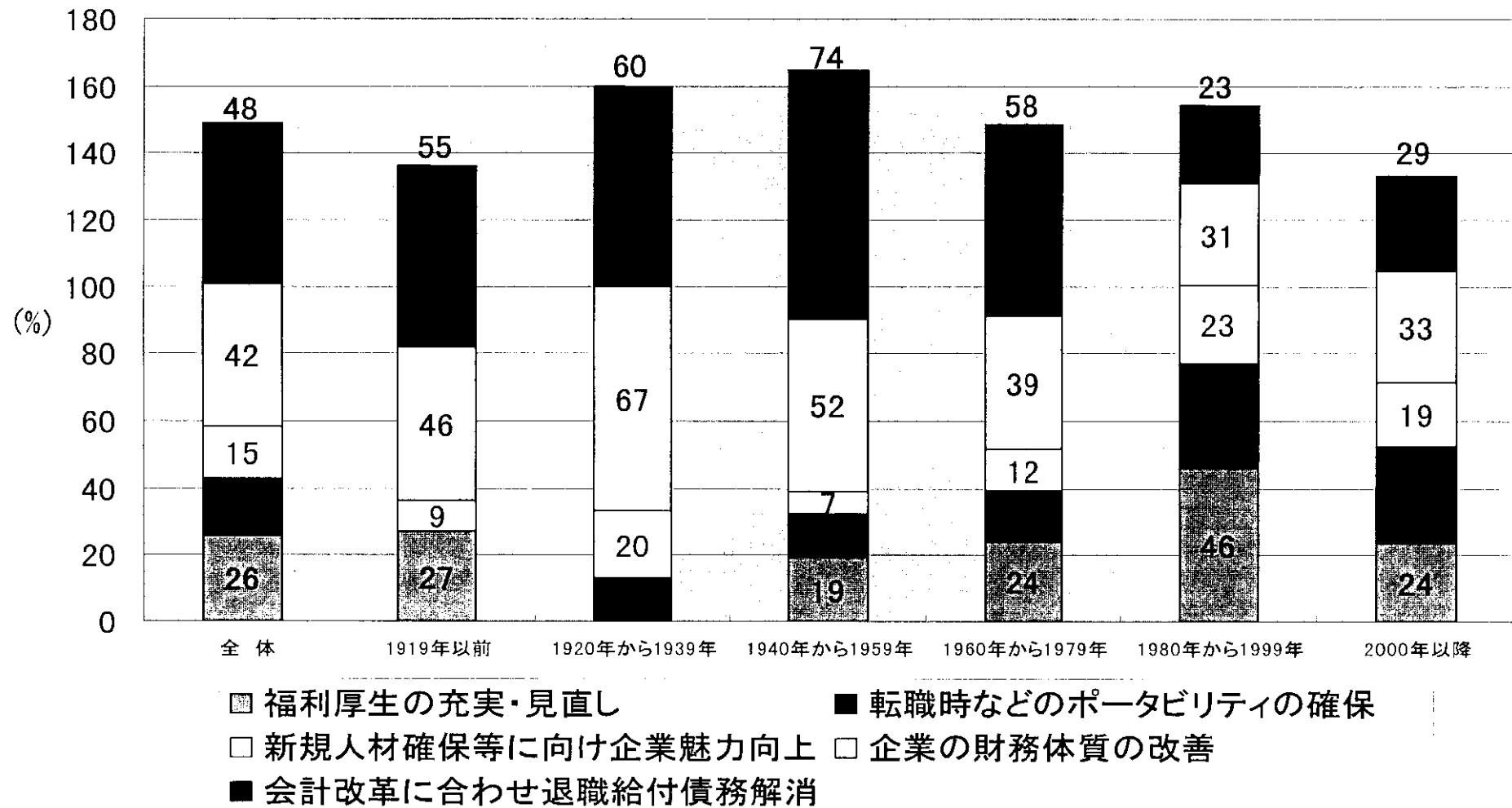
出資金額	社数	割合	創立年度	社数	割合
5千万円未満	32	21%	1899年以前	1	1%
5千万円以上1億円未満	15	10%	1900～19年	10	7%
1億円以上5億円未満	21	14%	1920～39年	15	10%
5億円以上10億円未満	8	5%	1940～59年	31	21%
10億円以上50億円未満	14	10%	1960～79年	33	22%
50億円以上100億円未満	5	3%	1980～99年	26	17%
100億円以上500億円未満	9	6%	2000年以降	21	14%
500億円以上1000億円未満	2	1%	合計	151 (不明14)	100% (含む不明)
1000億円以上	7	5%			
合計	151 (不明38)	100% (含む不明)			

## I. 確定拠出年金の導入理由等について

1) 確定拠出年金の導入理由については、「企業会計改革に合わせた退職給付債務の解消」(48%)「従業員が自らライフ・プランを考える契機」(43%)「企業の財務体質の改善」(42%)「給与、報酬体系の再構築」(32%)「福利厚生の実・見直し」(26%)「従業員の老後生活保障の多様化」(24%)等の理由が上位を占めている(複数回答)。

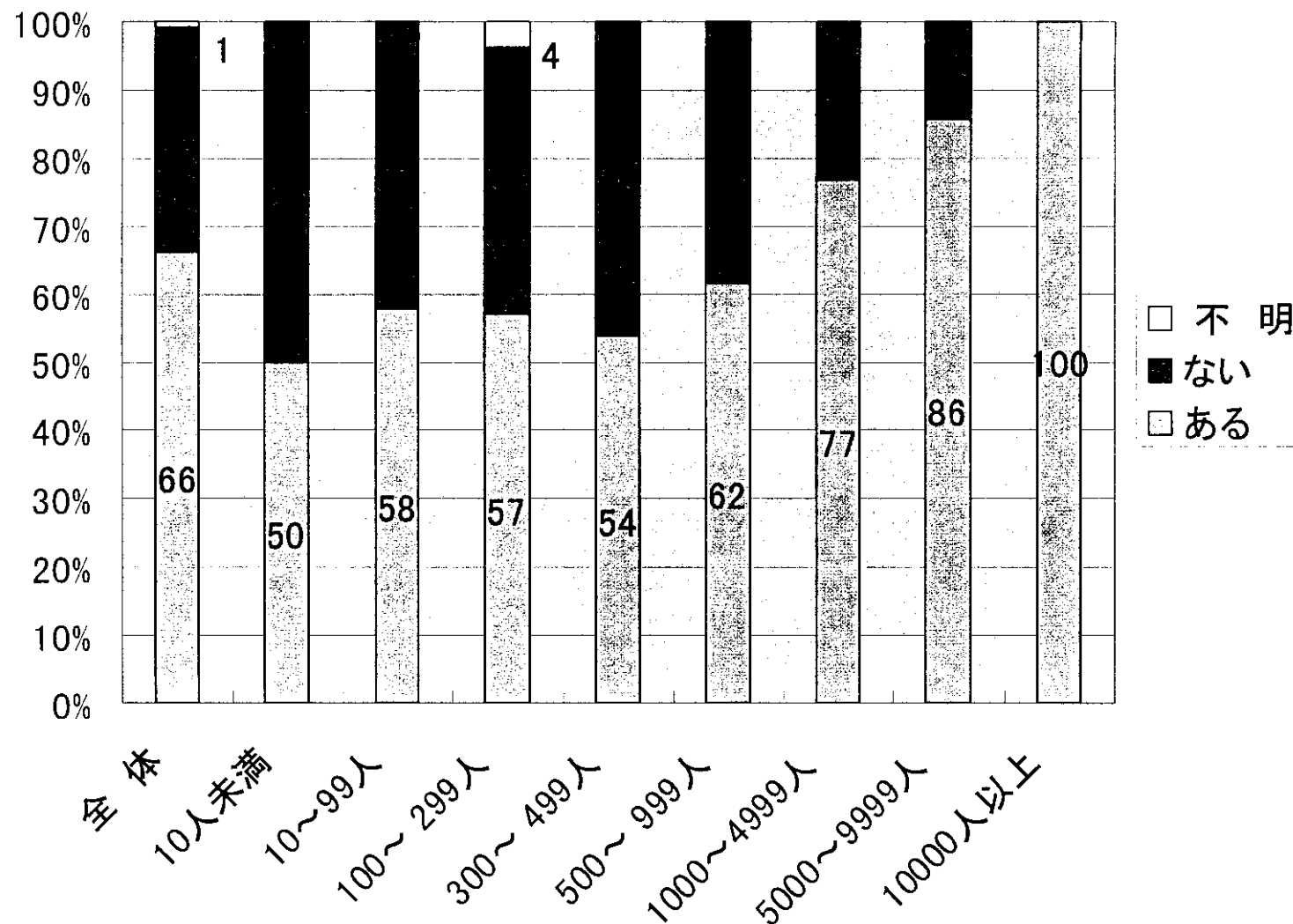
理 由	割合 (%)
①企業会計改革に合わせた退職給付債務の解消	48
②従業員が自らライフ・プランを考える契機	43
③企業の財務体質の改善	42
④給与、報酬体系の再構築	32
⑤福利厚生の実・見直し	26
⑥従業員の老後生活保障の多様化	24
⑦転職時などのポータビリティの確保	17
⑧新規人材確保などに向けた企業の魅力向上	15
⑨従業員、労働組合の要請	6
⑩その他	10

2) 確定拠出年金の導入理由を、企業の創立年度別にみたものが下表である。総じて、創立年度が古い企業ほど「財務体質の改善」「退職給付債務の解消」の割合が高い。新しい企業では、「福利厚生充実・見直し」「新規人材確保」の割合が比較的高い(3つまで選択)。



## Ⅱ. 確定拠出年金以外の退職給付について

1) 調査時点で確定拠出年金以外の退職給付が「ある」割合は66%である。それを従業員規模別にみたものが下表であり、規模に応じて「ある」割合が高くなる傾向がみられる。



2) 確定拠出年金の導入パターンについて、「既存制度の過去分を一部減額して導入」した割合が62%と高く、「全く新規に導入」した割合が17%、「既存制度の過去分をすべて廃止して一本に全面移行」した割合が16%でこれに続く。また、導入に際して廃止・凍結した退職給付の割合は「適格退職年金」73%が一番高く、一部減額した退職給付の割合は「退職一時金」47%が一番高い(複数回答)。

導入パターン	割合 (%)	退職給付の種類	廃止・凍結 (%)	一部減額 (%)
①新規に導入	17	①厚生年金基金	16	18
②既存の退職一時金、企業年金に上乗せ	5	②適格退職年金	73	27
③旧制度を廃止・凍結して新たに全面移行	16	③退職一時金	31	47
④旧制度の過去分を一部減額して導入	62	④その他	3	12





### Ⅲ. 掛金等の状況について

1) 規約に定める掛金額の上限金額は、平均値で22,635円(月額)であり、その下限金額の平均値は5,592円(月額)となっている。また、上限金額を「他年金なし」と「他年金あり」に区分してみると、前者の平均値は26,399円、後者の平均値は15,298円となっている。下表には、企業毎の上限金額(月額)の分布を纏めている。

金額の区分	他年金なし (%)	他年金あり (%)
5,000円未満	2	2
5,000円以上10,000円未満	9	18
10,000円以上15,000円未満	3	5
15,000円以上20,000円未満	21	76
(うち18,000円ちょうど)	(14)	(71)
20,000円以上25,000円未満	8	—
25,000円以上30,000円未満	2	—
30,000円以上36,000円未満	3	—
36,000円ちょうど	51	—
合計	100	100

なお、「他年金あり」は厚生年金基金、適格退職年金などを採用している企業を指す

2) 全加入者の掛金月額の前平均値は、12, 211円である。その金額を「他年金なし」と「他年金あり」に区分してみると、前者は13, 744円、後者は8, 929円となっている。下表には、企業毎の前平均掛金月額の前分布を纏めている

金額の区分	他年金なし (%)	他年金あり (%)
5, 000円未満	4	21
5, 000円以上10, 000円未満	33	39
10, 000円以上15, 000円未満	26	31
15, 000円以上20, 000円未満	19	10
20, 000円以上25, 000円未満	8	—
25, 000円以上30, 000円未満	8	—
30, 000円以上36, 000円以下	4	—
合計	100	100

なお、「他年金あり」は厚生年金基金、適格退職年金などを採用している企業を指す

3) 給付の形態については、年金と一時金の併給型がほとんどである。給付の種類については、老齢給付、障害給付の両者について、終身年金の割合は低く、有期年金だけのところが6割以上を占める。

給付形態	老齢給付 (%)	障害給付 (%)
①年金のみ	4	8
②一時金と年金の併給	86	80
③選択型	8	7
不明	2	6
合計	100	100

給付種類	老齢給付 (%)	障害給付 (%)
①終身年金	12	15
②有期年金	65	61
③選択型	23	24
合計	100	100

#### IV. 運営管理機関について

運用関連運営管理機関による商品情報の提供手段は多様であり、「ウェブ・サイト」(85%)、「コールセンター」(76%)、「資料の配布」(72%)、そして「ビデオ、DVDの配布」(31%)となっている(複数回答)。

提供方法	割合 (%)
①資料配布	72
②ウェブ・サイト	85
③コールセンター	76
④ビデオ、DVDの配布	31
⑤その他	8
不明	7